

2005年1月 No.446

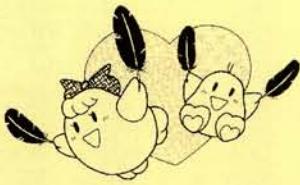
京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

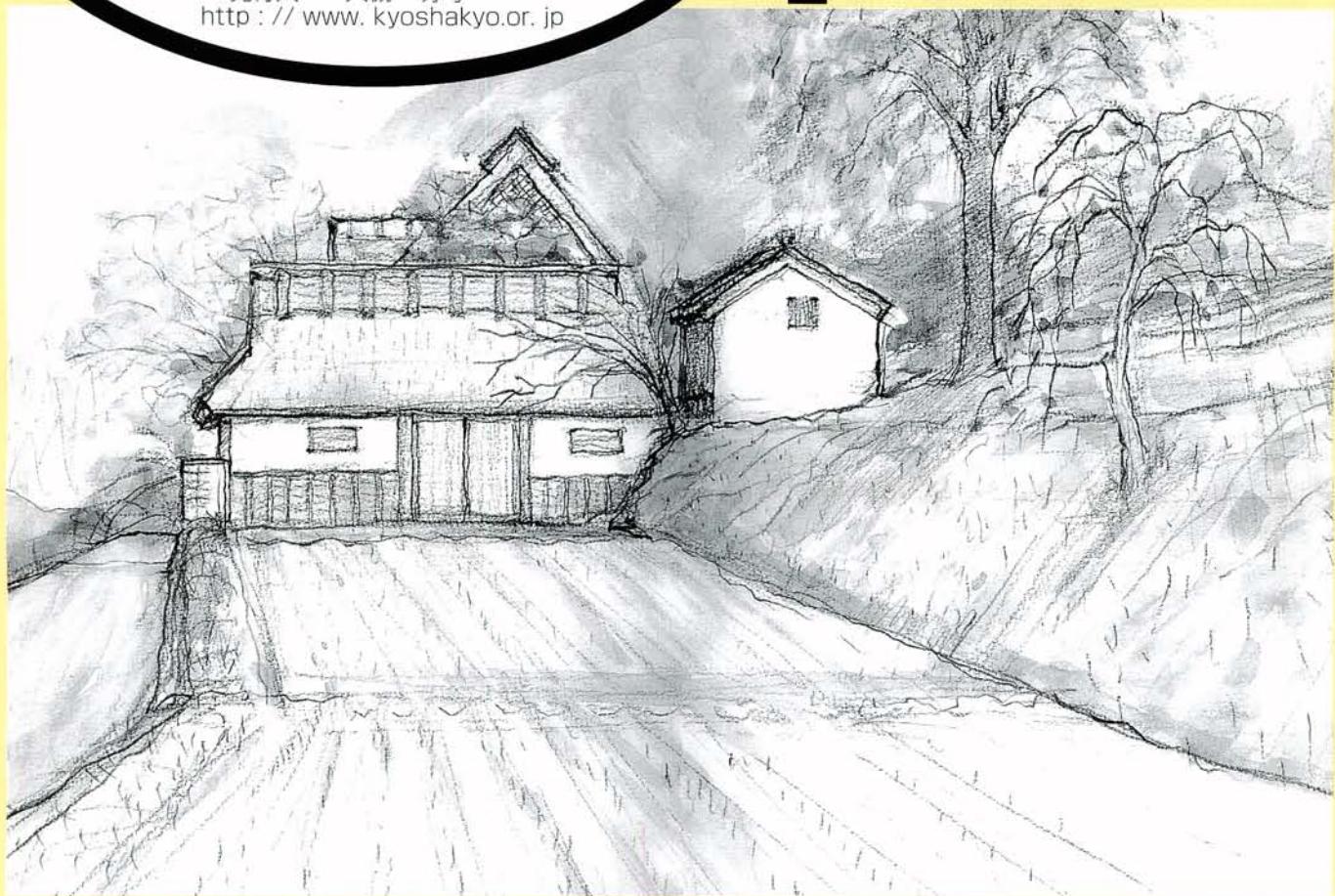
発行人 大槻 明司

<http://www.kyoshakyo.or.jp>



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…新年の挨拶
- 3面…リレートーク③介護保険制度の見直しを考える
- 4面…精神障害者等が地域で安心して生活するために
- 6面…ぶらっとホーム 宮井久美子さん
(社)京都犯罪被害者支援センター事務局長
- 8面…長期生活支援資金のご案内



越畠

まさに「災」の年であった。これら被災地の復旧や人々の生活が元に戻るまでにはまだまだ時間もかかるが、神様は人間にパンドラの箱の中に一枚だけカードを残してくれている。そのカードにも書かれた言葉は「希望」である。▼洪水のなか、バスの屋根で身を寄せ合い、歌いながら一夜を過ごして全員が生還した人たちがいた。心をひとつにして生まれた支え合い、励まし合う姿を、そして力を見た。▼「災」を乗り越え、みんなで支え合い励まし合って一人一人が「希望」を持って新しい年を元気に進んでいくたいものである。▼私達は、仕事を通して府民の生活の幸せいに貢献できるよう、今年も全力を尽くします。皆様方のあたたかい御協力をよろしくお願ひ致

もえくさ

皆様、新年おめでとうございます。
本年もよろしくお願いします。

昨年暮れ、清水さんの舞台に大書された字は「災」であった。▼新潟県・中越地震や十個の台風が上陸するという異常な天候にみわれ、各地で大きな被害を受けた。京都府においても鳥インフルエンザが猛威を振るい、秋の台風二十三号では昭和二十八年以来という多くの犠牲者を出し多くの財産を失った。国内や府内の「ニュース」は災害が上位を占めている。▼世界では、各マスコミが発表した「今年の十大ニュース」を書き換えなければならないという超大ニュースが、押し迫つてから発生した。津波による犠牲者としては最大と記録される明治二十九年の明治三陸地震津波が二万一九五九名の命を奪っているが、スマトラ沖地震、インド洋大津波による被害はこれをはるかに上回り、気の遠くなるような犠牲者の数に立ちすくみ、うなだれるばかりである。▼二〇〇四年は日本にとつても世界にとつても、

国民的な論議が求められる重要な年に

京都府社会福祉協議会 会長 片山 健三



新年、あけましておめでとうございます。

始めに、昨年十月二十日の台風二十三号により、被災されました方々に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い生活再建を祈念いたします。

また、京都府・近畿・全国各地の関係者や、一万二千人を超えるボランティアの皆さんからの温かいご支援をいただきました。この紙面をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、三位一体改革、地方分権、市町村合併がすすむ中で、介護保険制度発足五年目の見直しにあたる今年は、昨年に引き続き制度改革の論議が活発に行なわれています。誰のための介護保険か、制度創設の理念を忘れてはなりません。また、支援費制度が導入されて今年は三年目になりますが、昨年末に提案された「今後の障害者保健福祉施策について」「改革のグランドデザイン案」、「障害者自立支援給付法（仮称）」や、生活保護制度の「報告書」がまとめられるなど、社会

福祉の構造改革が各分野への施策として一層具体的に進められております。この改革の論議が財政論だけに終始するのであれば、戦後六十年築き上げてきた社会福祉の後退につながる恐れもあります。

今年は変化の激しい年であろうと予想されます。だからこそ高齢者、障害者、児童、被保護世帯等の抱える課題の把握や、ニーズをしつかり受け止めながら、国民的な論議が求められる重要な年にしなければなりません。

また、社会福祉が後退することなく確かに発展するよう、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会、行政が、これまで以上にそれぞれの役割と責任を果たし連携を強化すると同時に、NPO法人やボランティアなど広範なネットワークを図り、一人ひとりの人権が大切にされ、安心して暮らせる地域社会を構築していくことが重要です。

本会としても今年は、地域福祉の中核

として、また社会福祉法人としての使命と存在意義を再確認しながら、昨年策定しました中期計画の具体化と、明らかになつた課題とりくむために事務局機構の改革をすすめていく所存でございます。

本年も昨年同様、ご指導、ご協力をよろしくお願いしますとともに、新しい年の始めにあたり、皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。

府民のみなさま、新年あけましておめでとうございます。

あります。

振り返りますと昨年は、日本経済に薄日が差してきたとはいえ、日本列島を多くの台風や、また新潟県中越地震などの災害が襲い、大変厳しい一年となってしまいました。

京都府におきましても、鳥インフルエンザや台風二十三号災害などにより生活を脅かされた方々も多く、今も被災地では復旧のため懸命の努力を続けられています。改めて心からお見舞い申し上げます。

京都府といましても、府民の安心・安全を守り支えるため精一杯取り組んできた一年でもありました。今年もみなさまの生活を守るために、全力を尽くさなければならぬと、誓いました。

しかしながら、私どもを取り巻く課題は災害だけではありません。昨年は青少年による犯罪や青少年が被害者になる犯罪が相次ぎ、不登校の問題、児童虐待の問題など多くの心を痛める事件がおきました。今、経済・物質優先の社会から、私たちはもう一度「心」優先の社会を希求する必要があると思います。

そのためにも私は、府政において、素晴らしい自然や文化など「京都ならではの財産」を有効に活かしながら、人を大切にし、人ととの交流を盛んにし、さらには人々の交流を支える基盤に投資していく「中心」の京都づくりの実現に向けて、積極的に取り組んでまいる決意で

そして、こうした取組を進めるためにも、「信頼」と「絆」による新たな京都の「創造」をキー

ワードに、地方主権・地域自立の時代にふさわしい、

①次代を担う「京の子ども」を育む「学びと子育ての京都」

②住み慣れた地域で健やかに充実した生活がおくれる「健康長寿の京都」

③京都が培つた人材や知的資源・文化価値・ネットワークによる「活力の京都」

④快適な環境や文化的雰囲気など個性ある地域をつくる「環境・文化創造の京都」

⑤すべての府民が安心して日々の生活がおくれる「安心・安全の京都」

この五つの京都の実現に向けて、府民のみなさまの知恵と力もお借りしながら、一歩一歩着実に前進してまいりたいと考えております。

本年二月には、いよいよ「京都議定書」が発効し、世界が地球温暖化防止に向けて動き始めます。私どもは議定書誕生の地としてその名に恥じぬよう、美しい京都を守っていかなければなりません。

新たな「西」年が、昨年来の災いを取り払い、そして大きな夢と希望に向かつて力強く勇気をもって翔たく一年となりますよう、本年も府民のみなさまの変わらぬご支援、ご協力ををお願いいたします。

結びに、みなさまのご健勝とご多幸を心からお祈りいたします。

とも つく にんげん 共に創ろう「人・間中心」の 京都づくり

京都府知事 山田 啓二



リレートーク③

介護保険制度の見直しを考える

利用者もケアマネジャーも納得できる
介護保険制度になるのか？

京都府介護支援専門員協議会事務局長
宮坂佳紀

となっています。特に、(2)の食費負担については、居宅サービスである通所系サービス、短期入所系サービスも同様に実施され、低所得者への配慮はあるものの、食費は一日一六〇〇円となり、さらに個室、総室でも月に六万円から一万元の負担増となりそうです。また、医療保険療養病床を併設している病院においては、介護保険適用病床と医療保険適

新介護予防サービス受給の有無は利用者が選択できるのか?

介護保険制度見直し項目は、
被保険者の対象年齢拡大と障害
者施策との統合化を二〇〇六年
度に先送りしたこと以外はほぼ
決定しました。今年一月の通常
国会には、制度改革の二つの柱
といえる、(1)新予防給付の創設、
(2)介護施設利用者へのホテルコ
スト・食費用用者負担の導入が
提出され、(1)の新予防給付は、
介護保険制度改定時に併せて二
〇〇六年四月実施、(2)は二〇〇
五年十月から実施される見通し

用病床で、取扱いが異なり、当該施設及び
居宅介護支援事業所のケアマネジャーの入
所者などへの説明方法について混乱が生ま
ることも想定できます。介護保険制度創設
時の「オムツ代」の徴収方法と同様の取扱
いとなり、それにより利用者負担額を比較
して、医療保険での入院を希望する方も出
てくるかも知れません。厚生労働省では
医療保険と介護保険の整合性を図ることの
必要性も念頭において二〇〇六年四月の医
療保険・介護保険同時改定時には、医療保
険の入院患者においても同様の患者負担増
も危惧されます。

新介護予防サービス受給の有無は利用者が選択できるのか？

の六つに区切り、八区分それぞれで利用限度額が決められます。具体的な限度額については明らかではありませんが、介護給付費の抑制が今回の新予防給付設立の目的的ひとつであることを鑑みると、従前の要支援等の限度額を下回ることも十分考えられるでしょう。さらに、軽度者の利用が多い三大サービス（「訪問介護」、「通所介護・予防通所リハビリ」、「福祉用具貸与等」）の内容も見直しされ、訪問介護は予防訪問介護と名称を変え、「単に生活機能を低下させるような『家事代行』については、期間・必要性・提供方法等を見直す」という方針も示されています。また、厚生労働省は、通所系サービスである通所リハビリーションや通所介護、特に新しいデイサービスではメニューの選択肢を広げ、サービスの質も向上させることを目的に、（ア）利用者の「したい」「できるようになりたい」という意欲を重視し、利用者一人ひとりの「自己実現」を意識したメニューを用意する、（イ）「立ち上がり」や「歩行」などの下肢機能やこれを支える「基礎的な体力」の維持向上等にターゲットを絞り、利用者の「個別性」を重視したメニューを用意する、（ウ）今後のデイサービスは利用者の希望や選択的基本であり、「自分は（お風呂に入らなくていいので）機能訓練だけしたい」といった方でも自由に利用することができると思われる

明しています。なお、器械器具を使用した筋力トレーニングの実施を希望しない方には利用者本位という理念により、無理強いせず、他の介護予防メニューを提示するとしていますが、予防給付そのものを拒否し従前通りの介護保険サービス給付を認めるとはなっていません。新規給付は、要支援・要介護1のうち、脳卒中や心疾患、外傷等の急性期や自立度Ⅱ以上の認知障害の方以外が対象となります。また、「新介護予防サービスの担当ケアマネジャーは原則として地域包括支援センターが担当する」との案もあり、ケアマネジャーの交代も考えられます。現時点でも新制度導入による、現場の混乱は目に見えています。介護保険制度改正法案審議中から、政府・厚生労働省は現場職員やケアマネジャーにのみに、利用者等への「説明と同意」を丸投げするのではなく、真に納得の出来る制度とその仕組みを簡単明瞭にして国民に提示していただきたいと思います。同時に、我々は、例えば「入浴サービスを希望せず、リハビリテーションのみを求める通所サービス利用者がどれ程いるのか」というごく普通の現状を提示し、利用者もケアマネジャーも納得する制度運営となるよう、いまから強く要望していく必要があるのではないか。

精神障害者等が地域で安心して生活するために

—地域福祉権利擁護事業における取り組みから—

地域福祉権利擁護事業の取り組み状況

十人（千八・一%）、認知症の方が一人（六六・九%）、その他の方が四人（二・四%）と云ふ二点が主な所。

重要にならざる教訓

を併せもつているとともに、一人暮らしながら閉じこもりがちであったり、身近に頼れる家族がない、関係が悪い、あるいは多くの生活課題をかかえる家族であったりと、家族・親族等のインフォーマルなサポートが弱い人です。

地域福祉機関と協議事業は、料金を知的障害、認知症（痴呆症）などにより判断能に不安のある方々の福祉サービスの契約

税金や公共料金の支払い、日常生活に必要な預貯金の払戻しなどを支援する事業として、京都では平成十二年二月にスタートしました。（図一参照）

図1 地域福祉権利擁護事業の
契約者数の推移

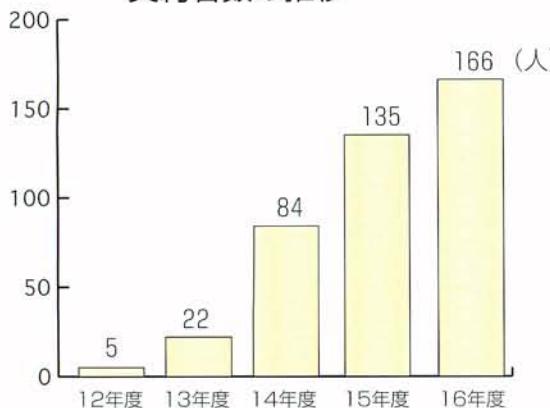


表1 支援開始時の利用者の状況（複数集計）

		通帳の管理や支払いがむずかしい	盗られ妄想等がある	訪問販売の被害に遭っている	本人に借金がある	公共料金に等に滞納がある	計画的にお金が使えない	役所等の手続きがわからない	家族から経済的な侵害を受けている	家族に借金がある	第三者から経済的な侵害を受けている	その他
認知症	人	91	5	9	10	16	11	11	10	11	1	1
(111人)	%	82.0	4.5	8.1	9.0	14.4	9.9	9.9	9.0	9.9	0.9	0.9
知的障害	人	15	0	4	7	5	12	3	5	2	0	1
(30人)	%	50.0	0.0	13.3	23.3	16.7	400	10.0	16.7	6.7	0.0	3.3
精神障害	人	13	1	0	2	4	4	0	1	3	0	0
(21人)	%	61.9	4.8	0.0	9.5	19.0	19.0	0.0	4.8	14.3	0.0	0.0
その他	人	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
(4人)	%	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	50.0
合計	人	120	6	13	19	25	27	15	16	16	1	4
(166人)	%	72.3	3.6	7.8	11.4	15.1	16.3	9.0	9.6	9.6	0.6	2.4

さもみられます。また、家族等から経済的な侵害を受けている課題もみられます。

また、利用者の多くは、金銭に関する問題だけでなく、衣食住の管理など生活全般にまたがる多様な課題

この事業を利用している精神障害の方は二十一名ですが、そのうち一人暮らしは十一名、生活保護を受けている人は八名です。計画的にお金が使うことが苦手、あるいは公共料金等に滞納がある等の金銭管理に対して不安をもち支援を必要としている人が多いことがわかります。家族から経済的な侵害を受けている状況にある方も三名おら

ました。（図1参照）
京都府内（京都市をのぞく）の利用契約者数は平成十六年十二月末で一六六名となり、障害別の内訳では、精神障害の方が二十一人（十二・六%）、知的障害の方が三

今、歯科医院では一歳以上の方が四割と六割を占めていますので、全体的な特徴として、後期高齢の認知症の方の利用が多いといえますが、最近では若い方の利用も増えてきており、今後は、精神障害や知的障害の方の地域生活を支援していく役割も

上の困難、生活のしづらさをもっています。通帳の管理や支払いがむずかしい、計画的にお金が使えない、公共料金等に滞納があるなどの状況が多く見られますが、本人

精神に障害のある人の利用状況

A bar chart titled '障害者利用実績' showing the number of users in Kyoto City for two consecutive years. The y-axis represents the number of users in parentheses '(人)'. The x-axis lists the years '15年度' and '16年度'. The bars are yellow.

年度	利用者数(人)
15年度	135
16年度	166

精神障害の方の「障害」は目に見えないため、周りの人からは理解されにくい面がありますが、日常生活や社会生活を送る上での困難、生活のしつらさをかかえながら地域で生活を送っている方が少なくあります。 （表2 参照）

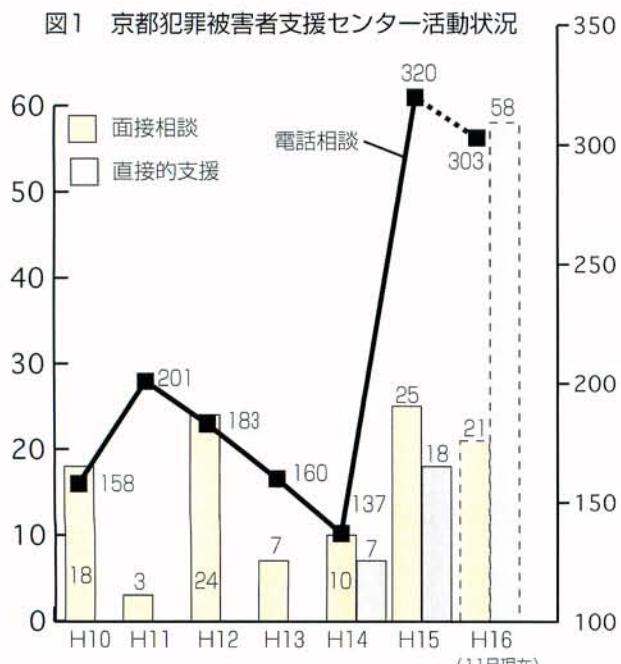
地域で生活している精神障害者の中でも緊急で福祉サービスが必要な方は、生活保護や障害年金で生活し、住居や職業の確保もままならず、対人的に孤立している単身の方や、高齢の親からケアを受けている方などと言われています。

ふらっとホーム

犯罪も被害者も出さない安心でやけの地域づくり

社団法人京都犯罪被害者支援センター（KVSC）

事務局長 宮井 久美子さん



犯罪も被害者も出さない安

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いているひとを紹介しています。

平成十五年版の犯罪白書によりますと平成十四年の刑法犯の認知件数は、約三六九万件(前年比三・一%増)で、戦後の最多記録を七年連続で更新することとなりました。

主要罪について見ると、殺人の認知件数は横ばいなし微増傾向ですが、強盗、傷害、暴行、脅迫、恐喝、強姦、強制わいせつ、器物これを別の角度で見ると

損壊、住居侵入といった暴力的色彩の強い九罪種はここ数年、認知件数の増加が著しくなってきています。

事務局長



命や身体、財産上の直接的な被害ばかりではあります。精神的なショック、経済的困窮、捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担などの問題も抱えてしまうことになります。

具体的には、捜査段階や裁判で、プライバシーにかかわることを執よう聞かれたり、周囲から

〇〇〇年にできた犯罪被害者保護法では、裁判での意見陳述や優先して傍聴できることが可能になりました。また、昨年六月成立した総合法律支援法では、援助態勢の充実が盛り込まれました。

こうした動きを受け、被害者本人や家族の立場を理解して負担を軽くするため、援助団体の役割が重要として、平成八年に警察庁が被害者対策要綱を制定し、組織的な取組みが開始されました。一方、民間においても、医療や心理療法等の専門家を中心とした被害者の支援活動に取り組む組織が各地

「殺される方も悪い」といった無責任な言動、うわさが向けられたりしています。また、事件の内容や加害者情報が得られない、マスメディアから行き過ぎた取材攻勢を受ける、家族団懸念がくじやくとしてくる、経済苦や心身への影

■センターの主な事業内容

1. 被害者等に対する電話相談及び面接相談
電話相談日：毎週 月・火・木・金 13:00～18:00
電話番号：(075) 451-7830
 2. 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁判の申請の補助
 3. 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業
 4. 被害者等及び被害者等の自助組織への支援
 5. 被害者等支援に関する広報及び啓発活動
ホームページ・アドレス
<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kvsc7830/>
 6. 被害者等相談力ウンセラー等の養成及び研修活動
 7. 被害者等の実態に関する調査及び研究活動
 8. 前記1から7に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

きぼってます!

~市町村社会福祉協議会の活動紹介~



[実施日]

平成十七年三月十九日(土)

ます。

午前十時～午後四時

● 第一部(午前十時～午後二時)

・映画上映「半落ち」

● 第二部(午後二時半～四時)

・スチール発表

・パネル、作品の展示

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・中学校ブラスバンド演奏

・ボランティアグループによる発表

・漫才、車いす太極拳、民族音楽演奏等

・遊びコーナー・木工おもちゃや、竹細工、お菓子作り等

・バリアフリー展示：最新福祉機器等展示・試乗

・食のコーナー・ボランティアグループによる模擬店

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・法人業務を包括的に補償
基本補償C型を新設。賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

・すでに10,000をこえる社会福祉施設にご加入いただき、多くの事故に役立っております。
この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「勤産総合保険」)です。

・お問い合わせ先(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。)

取扱代理店 福祉保険サービス

http://www.fukushihoken.co.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
(AF-04-000104 2004.4.12)

行為、交通事故、災害等に遭われた被害者とそのご家族等の悩みの解決や心のケア等を支援するとともに、社会全体で被害者の方々をサポートできる環境づくりに取り組んでいます。

センターの主要活動である電話相談や面接相談は支援相談員(ボランティア)があたっています。

相談活動では相互の信頼関係の構築に時間がかけられ、そのため数年に渡る相談活動もあるそうです。

また、犯罪被害者は加害者との裁判を抱えています。

養成講座では大学教授や府警犯罪被害者対策室による六回の講義のほか、被害者遺族や現役支援相談員らの意見を聞く研修を受講したうえで、研修生として一年間活動しました後、独り立ちをするという厳しいものです。

事務局長の宮井さんは「人と係わることが大好きなんです」と笑顔で答えます。平成十年の任意団体としてのセンター設立から生え抜きで、昭和五十五年の京都ボランティア協会の設立にも係わるなど団体組織化の先達です。

同センターは平成十五年には「早期支援団体」として、全国で三番目の指定を受けています。事務局長の宮井さんは「今は相談活動をはじめ各活動で社協をはじめ関係機関との関係を密にし、多くの実績を積み上げ、ノウハウを蓄積する時期です」と話します。

● 第一部(午前十時～午後二時)

・スチール発表

・パネル、作品の展示

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・中学校ブラスバンド演奏

・ボランティアグループによる発表

・漫才、車いす太極拳、民族音楽演奏等

・遊びコーナー・木工おもちゃや、竹細工、お菓子作り等

・バリアフリー展示：最新福祉機器等展示・試乗

・食のコーナー・ボランティアグループによる模擬店

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・法人業務を包括的に補償
基本補償C型を新設。賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

・すでに10,000をこえる社会福祉施設にご加入いただき、多くの事故に役立っております。
この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「勤産総合保険」)です。

・お問い合わせ先(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。)

取扱代理店 福祉保険サービス

http://www.fukushihoken.co.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
(AF-04-000104 2004.4.12)

● 第一部(午前十時～午後二時)

・スチール発表

・パネル、作品の展示

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・中学校ブラスバンド演奏

・ボランティアグループによる発表

・漫才、車いす太極拳、民族音楽演奏等

・遊びコーナー・木工おもちゃや、竹細工、お菓子作り等

・バリアフリー展示：最新福祉機器等展示・試乗

・食のコーナー・ボランティアグループによる模擬店

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・法人業務を包括的に補償
基本補償C型を新設。賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

・すでに10,000をこえる社会福祉施設にご加入いただき、多くの事故に役立っております。
この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「勤産総合保険」)です。

・お問い合わせ先(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。)

取扱代理店 福祉保険サービス

http://www.fukushihoken.co.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
(AF-04-000104 2004.4.12)

● 第一部(午前十時～午後二時)

・スチール発表

・パネル、作品の展示

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・中学校ブラスバンド演奏

・ボランティアグループによる発表

・漫才、車いす太極拳、民族音楽演奏等

・遊びコーナー・木工おもちゃや、竹細工、お菓子作り等

・バリアフリー展示：最新福祉機器等展示・試乗

・食のコーナー・ボランティアグループによる模擬店

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・法人業務を包括的に補償
基本補償C型を新設。賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

・すでに10,000をこえる社会福祉施設にご加入いただき、多くの事故に役立っております。
この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「勤産総合保険」)です。

・お問い合わせ先(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。)

取扱代理店 福祉保険サービス

http://www.fukushihoken.co.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
(AF-04-000104 2004.4.12)

● 第一部(午前十時～午後二時)

・スチール発表

・パネル、作品の展示

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・中学校ブラスバンド演奏

・ボランティアグループによる発表

・漫才、車いす太極拳、民族音楽演奏等

・遊びコーナー・木工おもちゃや、竹細工、お菓子作り等

・バリアフリー展示：最新福祉機器等展示・試乗

・食のコーナー・ボランティアグループによる模擬店

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・法人業務を包括的に補償
基本補償C型を新設。賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

・すでに10,000をこえる社会福祉施設にご加入いただき、多くの事故に役立ております。
この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「勤産総合保険」)です。

・お問い合わせ先(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。)

取扱代理店 福祉保険サービス

http://www.fukushihoken.co.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
(AF-04-000104 2004.4.12)

● 第一部(午前十時～午後二時)

・スチール発表

・パネル、作品の展示

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・中学校ブラスバンド演奏

・ボランティアグループによる発表

・漫才、車いす太極拳、民族音楽演奏等

・遊びコーナー・木工おもちゃや、竹細工、お菓子作り等

・バリアフリー展示：最新福祉機器等展示・試乗

・食のコーナー・ボランティアグループによる模擬店

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・法人業務を包括的に補償
基本補償C型を新設。賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

・すでに10,000をこえる社会福祉施設にご加入いただき、多くの事故に役立ております。
この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「勤産総合保険」)です。

・お問い合わせ先(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。)

取扱代理店 福祉保険サービス

http://www.fukushihoken.co.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
(AF-04-000104 2004.4.12)

● 第一部(午前十時～午後二時)

・スチール発表

・パネル、作品の展示

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・中学校ブラスバンド演奏

・ボランティアグループによる発表

・漫才、車いす太極拳、民族音楽演奏等

・遊びコーナー・木工おもちゃや、竹細工、お菓子作り等

・バリアフリー展示：最新福祉機器等展示・試乗

・食のコーナー・ボランティアグループによる模擬店

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・法人業務を包括的に補償
基本補償C型を新設。賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

・すでに10,000をこえる社会福祉施設にご加入いただき、多くの事故に役立ております。
この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「勤産総合保険」)です。

・お問い合わせ先(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。)

取扱代理店 福祉保険サービス

http://www.fukushihoken.co.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
(AF-04-000104 2004.4.12)

● 第一部(午前十時～午後二時)

・スチール発表

・パネル、作品の展示

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・中学校ブラスバンド演奏

・ボランティアグループによる発表

・漫才、車いす太極拳、民族音楽演奏等

・遊びコーナー・木工おもちゃや、竹細工、お菓子作り等

・バリアフリー展示：最新福祉機器等展示・試乗

・食のコーナー・ボランティアグループによる模擬店

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・法人業務を包括的に補償
基本補償C型を新設。賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

・すでに10,000をこえる社会福祉施設にご加入いただき、多くの事故に役立ております。
この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「勤産総合保険」)です。

・お問い合わせ先(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。)

取扱代理店 福祉保険サービス

http://www.fukushihoken.co.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
(AF-04-000104 2004.4.12)

● 第一部(午前十時～午後二時)

・スチール発表

・パネル、作品の展示

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・中学校ブラスバンド演奏

・ボランティアグループによる発表

・漫才、車いす太極拳、民族音楽演奏等

・遊びコーナー・木工おもちゃや、竹細工、お菓子作り等

・バリアフリー展示：最新福祉機器等展示・試乗

・食のコーナー・ボランティアグループによる模擬店

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・法人業務を包括的に補償
基本補償C型を新設。賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

・すでに10,000をこえる社会福祉施設にご加入いただき、多くの事故に役立おります。
この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「勤産総合保険」)です。

・お問い合わせ先(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。)

取扱代理店 福祉保険サービス

http://www.fukushihoken.co.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
(AF-04-000104 2004.4.12)

● 第一部(午前十時～午後二時)

・スチール発表

・パネル、作品の展示

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・中学校ブラスバンド演奏

・ボランティアグループによる発表

・漫才、車いす太極拳、民族音楽演奏等

・遊びコーナー・木工おもちゃや、竹細工、お菓子作り等

・バリアフリー展示：最新福祉機器等展示・試乗

・食のコーナー・ボランティアグループによる模擬店

・展示コーナー・ボランティアグループ等

・法人業務を包括的に補償
基本補償C型を新設。賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

・すでに10,000をこえる社会福祉施設にご加入いただき、多くの事故に役立おります。
この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「勤産総合保険」)です。

・お問い合わせ先(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。)

長期生活支援資金のご案内

京都府社会福祉協議会では、従来から実施しております生活福祉資金貸付制度の資金種類を増やし、新たに長期生活支援資金（低所得かつ高齢者の世帯で、居住用不動産を担保として生活資金の貸付を行うもの=リバースモーゲージ）の制度を1月31日にスタートさせます。貸付対象となる世帯は、下記のような条件をすべて充たす場合となります。

相談・申込窓口は、京都府内各市区町村社会福祉協議会となりますので、お気軽にお問い合わせください。

1. 長期生活支援資金とは

低所得の高齢者が保有する居住用不動産を担保として、生活資金の貸付を受けることができるようになります。その高齢者が住み慣れた地域で生涯にわたって生活できるように支援することを目的としています。

2. 貸付対象世帯・条件

貸付対象となる主な条件は、次のいずれにも該当する世帯です。

- (1) 借入申込者が、単独所有している不動産（同居の配偶者とともに連帯借受人となる場合に限り、配偶者と共に所有している不動産を含む。）に居住している世帯であること。
- (2) 借入申込者が居住している不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- (3) 借入申込者に配偶者又は借入申込者若しくは配偶者の親以外の同居人がいないこと。
- (4) 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として、65歳以上であること。
- (5) 借入申込者の属する世帯が、市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。
- (6) 推定相続人がいる場合は、原則として全員の同意があること。
- (7) 現住所に3年以上住んでいること。
- (8) 原則として、担保不動産（土地）が1,500万円以上の価値を有すること。
- (9) 借受人の心身の状況を問わず、平均余命の全ての期間中、

本資金と年金収入により最低生活が維持（生活保護基準以上の収入確保）ができるここと。

- (10) 原則として、生活保護受給世帯でないこと。

3. 貸付内容（下表参照）

4. 申込方法等

京都府内の市区町村社会福祉協議会が貸付相談窓口となり、貸付相談、申込手続の援助を行います。

5. 担保について

（1）担保の提供

1) 不動産の担保

所有されている不動産（土地・家屋ともに）に対し、

- ①根抵当権を設定（評価額80%を限度として極度額を設定・登記）します。

- ②代物弁済予約に基づく所有権移転請求権保全（仮登記）の担保権の設定を受けます。

2) 火災保険の加入と火災保険金に対する根質権の設定。

3) 連帯保証人の引受

推定相続人のなかから、最低1名の連帯保証人が必要となります。推定相続人がいない場合は、必要ありません。

（2）担保不動産の条件（主な例）

- ①原則として、最低評価額が1,500万円以上であること。

- ②平均余命から考えられる予想貸付期間中、本資金による貸付金と年金収入により最低生活の維持が可能であること（生活保護基準以上の収入が確保されること）なお、「夫婦世帯」の場合は、夫婦のうち平均余命の長い方を「予想貸付期間」とします。

貸付限度額 (貸付できる上限)	担保となる『土地』のみを評価対象とし、その評価額の概ね70%相当額とします。 (例) 土地評価が2,000万円と鑑定された場合は、1,400万円が貸付限度額となります。
貸付月額	原則として、貸付月額の上限は、年金収入などを含む申込世帯の生活保護基準の1.8倍以内を目安として貸付額を決定します。
送金方法	第1回送金は、登記が完了した後になります。以後、3ヶ月ごとに貸付金を交付します。
貸付期間	貸付元利金（貸付金と利子を合わせた額）が、貸付限度額に達するまでの間が貸付期間となります。
貸付金利子	①年3%または、年度ごとに4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率を基準とします。 ②各単位期間（初回の貸付金の交付日の属する月から起算して、3ヶ月ごとの期間をいいます）中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日（途中で貸付停止した場合は、その貸付停止日）の翌日から当該貸付金の償還期限までの間、日数により計算して付されます。
償還方法	通常は、借入申込者がお亡くなりになったときに契約終了となり、その時点で、貸付金を一括返済（担保不動産の任意売却若しくは競売）いただることとなります。 ただし、配偶者がいる場合は、返済時期が変更される場合があります。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

（注：従来のメールアドレスは、コンピュータウィルス対策のため廃止しました。本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。）